（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（損害保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［略］	
［略］	
法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等	
［略］	

（記載上の注意）
［１～４　略］
［第６～第13　略］

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税 ［同左］	

（損害保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
［同左］	
［同左］	
法人税及び住民税 ［同左］	

（記載上の注意）
［１～４　同左］
［第６～第13　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和七年三月三十一日から施行する。

○内閣府令第二十五号

協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第三項の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
別紙様式第９号（第68条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 業務報告書 第　期（　年　月　日から 　年　月　日まで） （信用組合名） （所在地） 年　月　日 殿 （信用組合名） （理事（組合）長　氏名　　）	**別紙様式第９号**（第68条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 業務報告書 第　期（　年　月　日から 　年　月　日まで） （信用組合名） （所在地） 年　月　日 殿 （信用組合名） （理事（組合）長　氏名　　）